

振替輸送のご案内

列車の運転見合わせ等があった場合

他の鉄道事業者に依頼し、運転見合わせ区間を他の鉄道線等の経路によりご利用いただく「振替輸送」の取扱いを行うことがあります。



※振替輸送の実施及び対象区間は、運転見合わせ等の範囲により決定いたしますので、その都度ご案内いたします。

※振替輸送区間以外の経路または交通手段（タクシー等）をご利用の場合は、お客さまのご負担となります。

振替輸送の対象となる乗車券（例）



振替輸送を
ご利用になれます。

※現在使用されている乗車券で、運転見合わせ区間を含むもの。

普通券・回数券



駅出場時は係員改札を
ご利用ください。

IC定期券・定期券



など



振替輸送を
ご利用に
なれません。

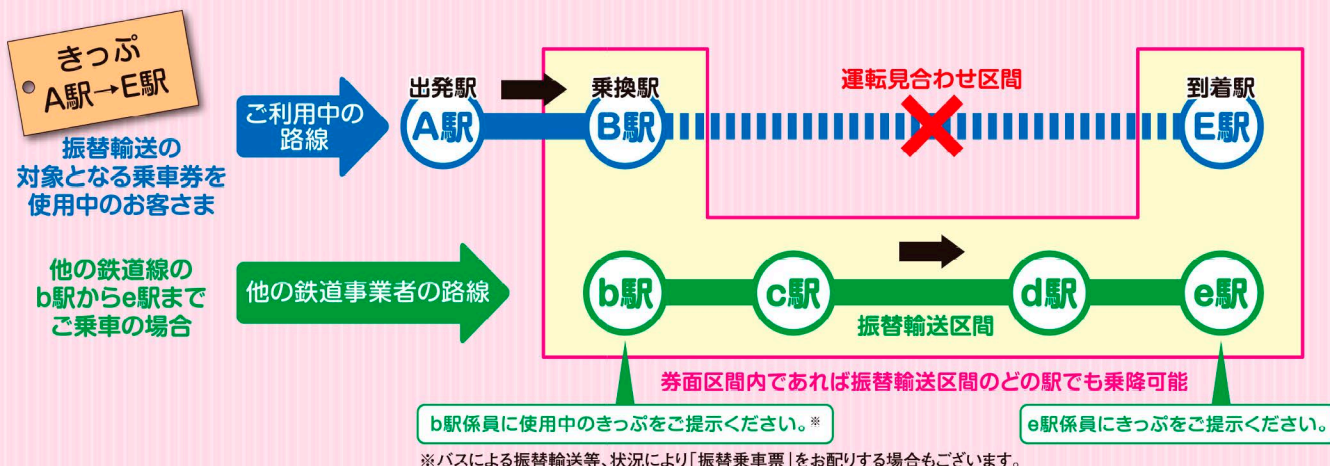
ICカード (ICOCA・PiTaPa等)



※PiTaPaカードの登録型割引サービス
(マイスタイル・区間指定等)に
ご登録されていても振替輸送を
ご利用いただけません。

など

【例】お客様がA駅から乗車された後、B駅～E駅間で列車の運転見合わせ等があった場合



このポスターには振替輸送に関する主な取扱いを記載しております。また振替輸送の取扱いについては、各鉄道事業者の定めによります。運転見合わせ等の発生時は、ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。